

第52回宍粟市議会定例会会議録（第1号）

---

招集年月日 平成25年2月28日（木曜日）

---

招集の場所 宍粟市役所議場

---

開 会 2月28日 午前9時30分宣告（第1日）

---

議事日程

- |        |            |  |
|--------|------------|--|
| 日程第 1  | 会議録署名議員の指名 |  |
| 日程第 2  | 会期の決定      |  |
| 日程第 3  | 第 1号議案     | 人権擁護委員候補者の推薦について                             |
|        | 第 2号議案     | 人権擁護委員候補者の推薦について                             |
|        | 第 3号議案     | 人権擁護委員候補者の推薦について                             |
| 日程第 4  | 第 4号議案     | 宍粟市新型インフルエンザ等対策本部条例について                      |
| 日程第 5  | 第 5号議案     | 宍粟市組織条例の一部を改正する条例について                        |
| 日程第 6  | 第 6号議案     | 宍粟市職員定数条例の一部を改正する条例について                      |
| 日程第 7  | 第 7号議案     | 宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について             |
| 日程第 8  | 第 8号議案     | 宍粟市情報公開条例等の一部を改正する条例について                     |
| 日程第 9  | 第 9号議案     | 宍粟市証人等の実費弁償支給条例及び宍粟市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 10 | 第 10号議案    | 西はりま消防組合の設立に伴う関係条例の整理に関する条例について              |
|        | 第 11号議案    | 宍粟市防災会議条例及び宍粟市災害対策本部条例の一部を改正する条例について         |
|        | 第 12号議案    | 宍粟市消防団条例の一部を改正する条例について                       |
| 日程第 11 | 第 13号議案    | 宍粟市道の駅条例の一部を改正する条例について                       |
| 日程第 12 | 第 14号議案    | 宍粟市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について            |
|        | 第 15号議案    | 宍粟市一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例について                 |

日程第 1 3	第 16号議案	宍粟市少子化対策事業助成条例の一部を改正する条例について
日程第 1 4	第 17号議案	宍粟市営住宅条例の一部を改正する条例について
日程第 1 5	第 18号議案	西播磨地域消防広域化協議会の廃止について
日程第 1 6	第 19号議案	兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について
日程第 1 7	第 20号議案	過疎地域自立促進計画の変更について
	第 21号議案	辺地に係る総合整備計画の策定について
日程第 1 8	第 22号議案	平成24年度損害防止事業実施に伴う特別積立金の取崩しについて
	第 23号議案	平成25年度宍粟市農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価について
	第 24号議案	畑作物共済危険段階基準共済掛金率の設定について
日程第 1 9	第 25号議案	平成24年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）
	第 26号議案	平成24年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
	第 27号議案	平成24年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
	第 28号議案	平成24年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
	第 29号議案	平成24年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
	第 30号議案	平成24年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第3号）
日程第 2 0	第 31号議案	平成25年度宍粟市一般会計予算
	第 32号議案	平成25年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算
	第 33号議案	平成25年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算
	第 34号議案	平成25年度宍粟市鷹巣診療所特別会計予算
	第 35号議案	平成25年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算
	第 36号議案	平成25年度宍粟市介護保険事業特別会計予算
	第 37号議案	平成25年度宍粟市簡易水道事業特別会計予算
	第 38号議案	平成25年度宍粟市下水道事業特別会計予算

第 39号議案	平成25年度宍粟市農業集落排水事業特別会計予算
第 40号議案	平成25年度宍粟市水道事業特別会計予算
第 41号議案	平成25年度宍粟市病院事業特別会計予算
第 42号議案	平成25年度宍粟市農業共済事業特別会計予算

本日の会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名	
日程第 2	会期の決定	
日程第 3	第 1号議案	人権擁護委員候補者の推薦について
	第 2号議案	人権擁護委員候補者の推薦について
	第 3号議案	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 4	第 4号議案	宍粟市新型インフルエンザ等対策本部条例について
日程第 5	第 5号議案	宍粟市組織条例の一部を改正する条例について
日程第 6	第 6号議案	宍粟市職員定数条例の一部を改正する条例について
日程第 7	第 7号議案	宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 8	第 8号議案	宍粟市情報公開条例等の一部を改正する条例について
日程第 9	第 9号議案	宍粟市証人等の実費弁償支給条例及び宍粟市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について
日程第 10	第 10号議案	西はりま消防組合の設立に伴う関係条例の整理に関する条例について
	第 11号議案	宍粟市防災会議条例及び宍粟市災害対策本部条例の一部を改正する条例について
	第 12号議案	宍粟市消防団条例の一部を改正する条例について
日程第 11	第 13号議案	宍粟市道の駅条例の一部を改正する条例について
日程第 12	第 14号議案	宍粟市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
	第 15号議案	宍粟市一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例について
日程第 13	第 16号議案	宍粟市少子化対策事業助成条例の一部を改正する条例について
日程第 14	第 17号議案	宍粟市営住宅条例の一部を改正する条例について

日程第 1 5	第 18号議案	西播磨地域消防広域化協議会の廃止について
日程第 1 6	第 19号議案	兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について
日程第 1 7	第 20号議案	過疎地域自立促進計画の変更について
	第 21号議案	辺地に係る総合整備計画の策定について
日程第 1 8	第 22号議案	平成24年度損害防止事業実施に伴う特別積立金の取崩しについて
	第 23号議案	平成25年度宍粟市農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価について
	第 24号議案	畑作物共済危険段階基準共済掛金率の設定について
日程第 1 9	第 25号議案	平成24年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）
	第 26号議案	平成24年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
	第 27号議案	平成24年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
	第 28号議案	平成24年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
	第 29号議案	平成24年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
	第 30号議案	平成24年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第3号）
日程第 2 0	第 31号議案	平成25年度宍粟市一般会計予算
	第 32号議案	平成25年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算
	第 33号議案	平成25年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算
	第 34号議案	平成25年度宍粟市鷹巣診療所特別会計予算
	第 35号議案	平成25年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算
	第 36号議案	平成25年度宍粟市介護保険事業特別会計予算
	第 37号議案	平成25年度宍粟市簡易水道事業特別会計予算
	第 38号議案	平成25年度宍粟市下水道事業特別会計予算
	第 39号議案	平成25年度宍粟市農業集落排水事業特別会計予算
	第 40号議案	平成25年度宍粟市水道事業特別会計予算
	第 41号議案	平成25年度宍粟市病院事業特別会計予算

第 42号議案 平成25年度宍粟市農業共済事業特別会計予算

応 招 議 員 (20名)

出 席 議 員 (20名)

1 番 岸 本 義 明 議員	2 番 寄 川 靖 宏 議員
3 番 木 藤 幹 雄 議員	4 番 秋 田 裕 三 議員
5 番 東 豊 俊 議員	6 番 福 嶋 齊 議員
7 番 伊 藤 一 郎 議員	8 番 岩 蔭 昭 美 議員
9 番 藤 原 正 憲 議員	10 番 大 倉 澄 子 議員
11 番 實 友 勉 議員	12 番 高 山 政 信 議員
13 番 山 下 由 美 議員	14 番 岡 前 治 生 議員
15 番 山 根 昇 議員	16 番 小 林 健 志 議員
17 番 大 上 正 司 議員	18 番 西 本 諭 議員
19 番 岡 崎 久 和 議員	20 番 岡 田 初 雄 議員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に参加した者の職氏名

事務局 長 中 村 司 君	書記 榎 谷 米 男 君
書記 清 水 圭 子 君	書記 原 田 涉 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 田 路 勝 君	副 市 長 岩 崎 良 樹 君
教 育 長 小 倉 庸 永 君	会 計 管 理 者 杉 尾 克 君
一宮市民局長 秋 武 賢 是 君	波賀市民局長 西 川 龍 君
千種市民局長 阿 曾 茂 夫 君	企画総務部長 清 水 弘 和 君
まちづくり推進部長 西 山 大 作 君	市民生活部長 岸 本 年 生 君
健康福祉部長 浅 田 雅 昭 君	産 業 部 長 前 川 計 雄 君
農業委員会事務局長 藤 原 卓 郎 君	土 木 部 長 平 野 安 雄 君
水 道 部 長 米 山 芳 博 君	教育委員会教育部長 岡 崎 悦 也 君
総合病院事務部長 広 本 栄 三 君	消防本部消防長 幸 島 幸 博 君

(午前 9時30分 開会)

○議長(岡田初雄君) おはようございます。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には御健勝にて参集賜り、また、市当局にありましても全員の御出席をいただき、ここに第52回宍粟市議会3月定例会が開催されますことは、市政発展のため大変喜ばしく思うところであります。

さて、冬の始まりは、大雪でございました。新しい年の始まりは、実に穏やかでございました。春の始まりは、また雪の中にあります。それでも、宍粟市南の大地は、吹く風にどこか春ににおいを感じます。今日一輪、明日一輪と梅の花が春の訪れを教えてくれます。そこここに小さな春を見つけることができます。北の大地は、今もって雪の中にあります。それでも、冷たい雨が少し緩みますと、冬との別れを惜しむかのように軒先のつららがやせ始め、小川のせせらぎに雪解け水を見ますと、じっと我慢の雪割草が可憐な花を咲かせます。もう、里は春の装いに変わります。

人もまた、土に汗する準備を始めます。自然は、実に見事に与えられた環境の中で、その出番と役割を教えてくれます。人は人として、同じ星に生きる仲間と恥じない生き方をしたいものであります。とりわけ、政を預かる私どもには、より一層その責務は大きいものがございます。

開会されます第52回宍粟市議会は、田路 勝市長はもとより、私ども議員にとりましても、今期最後の議会でございます。市民の皆様との約束を省みながら、新しい出発への極めて重要な議会でございます。御案内のとおりであります。

さて、国政にありましては、昨年12月の衆議院議員総選挙による政権交代によって、自民党阿部政権が発足し、「アベノミクス」と言われる金融、財政政策を矢継ぎ早に出されました。政府と日銀が2%のインフレ目標を掲げ、日銀は貨幣供給の無制限緩和に踏み切り、政府は事業規模20兆円の緊急経済対策をはじめとしたインフラ整備を打ち出し、民間投資を喚起する成長戦略ということであります。

早速、市場は反応して急激な円安、株価上昇に転じました。輸出企業などは、為替差益により大幅な収益増となっておりますが、反面、市民生活に直結しているガソリンなどの燃料価格も即座に反応して値上がりしており、今後、輸入に頼っている穀物や食料品などは、軒並み値上がりをすると見込まれます。公共投資による景気対策は、そう長く続くものではなく、ましてや、現在の政府債務の状況からしても限界がございます。

今回の経済政策については、賛否両論ありますが、この経済政策が成功して、実

質的な経済成長に繋がることを真に願うばかりであります。

また、私たち地方自治体にとっても、少子高齢化の進展による社会保障費の増大等により、地方財政の悪化が懸念されており、地方財源の安定的な確保が課題となっております。

先行き不透明な将来に対する不安から、閉塞感が漂う現在の状況から脱却するためにも、市民に真に必要なサービスを提供し、地域の活性化を図ることにより、市民全てが心の豊かさを実感できる社会を地域からつくっていかねばなりません。

今回の定例会には、「緊急経済対策」を反映した新年度予算案や大型補正予算案をはじめ、人事案件、条例改正など重要な議案が提案されておりますので、宍粟市のあるべき未来の姿を希求する定例会になればと願うばかりであります。

会期中には、予算特別委員会も開かれ、厳しい議会になると思われませんが、議員各位におかれましては、御精励賜り、議論を尽くしたうえで、適切妥当な結論が得られますよう心からお願いを申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○市長（田路 勝君） 皆さん、おはようございます。

本日、第52回宍粟市議会3月定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には御健勝にて御出席を賜り、ありがとうございます。また、日ごろの御精励に対し深く敬意を表するところであります。

弥生3月を前に、揖保川の岸辺の梅もつぼみが膨らむころとなってまいりました。

今年の冬は、例年にも増して厳しい寒さとなりました。宍粟市内は、全般的に雪の少ない冬となりましたが、スキー場には、適度な積雪があり、多くの来場者を迎えることができました。

しかし、先日の寒波では、青森で観測史上最大の5メートルを超える積雪となり、各地で建物の倒壊や交通の遮断による孤立世帯が発生するなど、改めて自然の驚異を知ることとなりました。

こうした自然災害、大規模災害への対応力を強化するとともに、消防の効率化を図ることを目指し、西播磨3市2町で協議を進めておりました西はりま消防組合の設置宣言式が、去る2月3日に挙行され、4月から新たな消防組織がスタートをすることになりました。

また、2月21日には、製鉄記念広畑病院姫路救命救急センターが竣工し、11月からはドクターヘリが運用される予定で、救急医療体制の充実が期待されるところであります。

宍粟総合病院におきましても、平成25年度は院内託児所の整備をはじめ、第二次病院改革プランの策定によるさらなる医師確保、施設の充実を図り、さらに住民が安心して安全に暮らせるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えているところであります。

本日から始まります本定例会は、平成25年度予算、そして平成24年度補正予算など、42の議案を上程しておりますが、いずれも市民生活に直結する案件であり、宍粟市の将来像の実現に向けた重要な案件でありますので、慎重に御審議を賜り、原案に御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

なお、平成25年度の施政方針及び予算案につきましては、後ほど詳しく説明をいたしますが、平成25年度におきましては、合併による普通交付税の優遇措置の縮減を見据え、財政の健全化を進めながら、あらゆる施策体系に面的な繋がりを持って、「安心・安全のまちづくり、そして元気づくり」を重点テーマとして、故きを温ね、新しきを創る「温故創新」の思いを持って、市民が安心して住み続けたいと感じられるまちづくりに全力で取り組んでまいりたいと考えております。

議会におかれましても、格別の御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たっての御挨拶といたします。

ありがとうございました。よろしく願いをいたします。

○議長（岡田初雄君） ただいまから、第52回宍粟市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、地方自治法第121条の規定に基づき、今期定例会の本会議に説明員として出席通知のありました者の職・氏名は、お手元に配付しております議長宛ての報告書・写しのとおりであります。

報告2、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告3、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、専決処分事項の報告書が、市長から議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告4、本日、市長から議案42件が提出されております。

これにて、報告を終わります。



それでは、日程に入ります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡田初雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、議長より指名いたします。

3番、木藤幹雄議員、4番、秋田裕三議員。

以上、両議員にお願いします。

#### 日程第2 会期の決定

○議長（岡田初雄君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月25日までの26日間としたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から3月25日までの26日間に決定しました。

#### 日程第3 第1号議案～第3号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第3、第1号議案、人権擁護委員候補者の推薦についてから、第3号議案、人権擁護委員候補者の推薦についてまでの3議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

田路 勝市長。

○市長（田路 勝君） 第1号議案、第2号議案及び第3号議案に係る「人権擁護委員候補者の推薦」について、意見を求めることにつきまして、一括して説明を申し上げます。

宍粟市では、11名の人権擁護委員が法務大臣から委嘱され、人権にかかわる重要な職務に従事し、御活躍をいただいております。

このたび、宍粟市山崎町下宇原51番地、佐々木大観氏、宍粟市山崎町宇野271番地1、久保光生氏、宍粟市山崎町三津383番地2、尾崎里実氏の3名が、平成25年6月30日で任期満了となりますが、再度、佐々木大観氏、久保光生氏、尾崎里実氏を人権擁護委員候補者に推薦しようとするものであります。

3名の方につきましては、現在も積極的に人権擁護委員として活躍をいただいております。人格識見ともすぐれ、人権意識の高揚が叫ばれている今日において、引き続き市民の人権擁護に取り組んでいただきたく、ここに推薦し議会の御意見を求

めるものであります。

よろしくお願いをいたします。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第1号議案から第3号議案までの3議案につきましては、議事の順序を変更して、直ちに採決を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

続いて、採決を行います。

採決は、分離して行います。

まず、第1号議案を採決いたします。

第1号議案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第1号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第2号議案を採決いたします。

第2号議案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第2号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第3号議案を採決いたします。

第3号議案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第3号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 第4号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第4、第4号議案、宍粟市新型インフルエンザ等対策本部条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

田路 勝市長。

○市長（田路 勝君） 第4号議案について説明を申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定によりまして、国において、新型インフルエンザ等に対する緊急事態宣言が発せられた場合、国及び県の対策本部と連動して、市におきましても対策を講ずる必要があるため、市に対策本部を設置するための条例を制定しようとするものであります。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。

この新型インフルエンザ等対策特別措置法については、当然対策は必要なんでありますけども、そういう中身の中で、例えばインフルエンザが流行するとされたときに、国の権限で集会とかそういうものを制限するとかというふうなことで、基本的な人権を制限することに繋がるんじゃないかというふうな議論も一方ではあったということを私思い出したんですけども、今回の議案については、その措置法の中で、条例に委任された部分を規定することにはなっておるんですけれども、具体的に本部長、副本部長、通常災害対策本部ということになれば、市長とか副市長がというふうなことになるんでしょうけども、これもそういうふうな形になるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、2点目は対策本部の組織体制ということなんですけども、この中では具体的にどういう組織体制になるのかというふうなことは書かれておらないんですけれども、法律の中を読んでみますと、県の行動計画にあわせて市町村の行動画もつくることになっております。それで、市町村の行動計画ができておれば、おのずと組織体制もできておるのかなというふうには思うんですけれども、今の宍粟市の医療の状況等を考えてみますと、総合病院についても救急の入り口を変えたりとか、救急の診察室を特別につくったりとかというふうなことで、1名、2名の発生時については病院で対応できるというふうなことになろうかと思うんですけれども、それ

が、大量にそういう、多くの方が一度に流行するというふうなことになるのと、とても病院だけでは対応できないというふうなことになって、場合によっては一つの学校をそういう医療機関に見立てて、緊急的な場所として利用するというふうなことも考えなければならないというふうなことも出てこようかと思っておりますので、具体的にそのあたりのところがどこら辺まで、今決まっておるのか、決まっておったら、委員会でもいいですので、それらの資料を出していただきたいと思っております。

こういう新型インフルエンザというのは、本当にいつはやるか、流行するかというのは本当にわからないことなんで、今すぐにでも体制というのはきちっとしておく必要があるかと思っておりますので、そのあたりわかりましたらお示し願いたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

西山大作まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（西山大作君） お答えをいたします。

御質問のありました新型インフルエンザ等の対策措置法につきまして、今、中央の状況をまず簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。

既に、議員御案内のとおり、この特別措置法は、平成24年、昨年5月11日に公布をされております。その目的につきましては、もう既に御存じのとおり、新型インフルエンザ及び全国性的かつ急速な蔓延の恐れのある新型感染等が発生した場合、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小になるようにするというような目的で設置をされ、そういう恐れが確認をされた場合は、国で新型インフルエンザ等緊急事態宣言を発令し、県及び市町村がそれにこたえるというような流れになっております。

しかしながら、公布をされた中で、1年を越えない範囲内で施行令等を整備し、具体的に整備するというようなことになっておりますので、今、状況といたしましては、国で審議をされておるといような状況になっております。私どものほうへは、資料等については簡略なものが当初来ておりますけども、それ以後の情報はございません。

ただ、要するに言いますと、3月の8日、担当者会議がありまして、中間的な報告はなされるんじゃないかなというふうに聞いております。これをもちまして、今、御質問のありました、当然対策本部の組織、あるいは本部長、副本部長について、具体的にはまだ計画はしておりません。ただ、対策本部につきましては、市の災害対策本部、市長を本部長とし、副本部長は副市長あるいは教育長をもった組織、こ

れで対応するようになるかと思っております。

ただ、こういう事態が想定される場合は、御指摘のありましたように、現場の医療体制、あるいは支援体制等が非常に混雑することも想定されますので、そういう方々も入っていただくかなということは想定をしておるんですけども、まだ具体性は出ておりません。

それで、当然、その御指摘のありました行動計画についても、まだ策定はされておられません。しかしながら、そういう中でそういう事態が発生しないとも限りませんので、平成21年に新型インフルエンザの対策本部を設置した経緯がございます。そのときには、今のような特別措置法とかございません。法的な根拠はないんですけども、その対応をするための計画書といえますか、マニュアルはつくっております。

それが対応できるかどうかは明らかではないんですけども、そういう事態が発生した場合は、国、県の指示を得ながら、また市のそういう対応マニュアル等を参考にしながら、緊急的に対応をしたいというふうに思っております。

情報としては、以上です。

○議長（岡田初雄君） 以上で、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第4号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第4号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第5 第5号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第5、第5号議案、宍粟市組織条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

田路 勝市長。

○市長（田路 勝君） 第5号議案、宍粟市組織条例の一部を改正する条例につきまして、説明を申し上げます。

平成21年5月の就任以来、市長として市民とともに歩む行政を目指して、「まちづくりの主役は市民」との考え方から組織機構のうえでも「まちづくり推進部」を

創設するなど、市民主体のまちづくりを精力的に進めてまいりました。

また一方では、企画部門と総務部門を統合するなど、管理部門の集約等、組織のスリム化を図り、着実な行政改革の推進を図っているところであります。

今回の組織条例の改正におきましては、市民主体のまちづくりを推進する一方で、消防機能の広域化や市の債権の滞納問題、土地対策等、山積する行政課題を迅速に解決するため、組織の再編について改正をしようとするものであります。

具体的な内容としましては、1点目は消防機能の広域化に伴います消防本部を廃止いたします。

2点目は、市の滞納徴収体制の強化であります。滞納額は年々増加をしており、一層の滞納予防や徴収強化に向けた取り組みを強力に進める必要があります。そのため、債権回収による自主財源の確保と市民負担の公平性を目指し、組織の一元化を図るものであります。

3点目は、近年、森林所有者の高齢化や森林の荒廃等により、境界の不明確化が進行し、森林の持つ多面的機能が損なわれる危険性が高まっております。このような状況から、山林部地籍調査について、国の制度を有効に活用し、雇用対策も視野に入れながら、波賀、千種、山崎と段階的に全市への加速化をさせ、また、公共事業に伴う未登記処理等の課題解消の必要から、土地に係る両課題をスピード感を持って解決するため、本庁に業務の集約化を図り、地籍調査に係る業務を産業部より土木部へ移管するものであります。

なお、今後においても、社会の変化に対応した宍粟市としてよりよい組織のあり方を引き続き検討していく考えでございます。

御検討のうえ、決定をいただきますようお願いをいたします。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

11番、實友 勉議員。

○11番（實友 勉君） 實友です。

宍粟市組織条例の一部を改正する条例の中の第2条の表、産業部の項中第3号を削り、同表土木部の項に次の1号を加えるということになっておりますが、地籍調査業務につきましては、元来、県におきましては土地改良関係の業務でございました。市においてもほ場整備の換地業務とは切れない業務でございました。

また、市では、現在、今市長もおっしゃいましたように、山林の地籍調査がこれ

からもずっと継続をしていくというふうに考えられます。そういった中で、土木業務の用地買収とも関係がございますけれども、ウエートといたしましては、産業部のほうが高いというふうに思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

清水弘和企画総務部長。

○企画総務部長（清水弘和君） 組織条例の一部改正のこととございます。

まず、産業部の所掌事務から土木部への移管、なぜだということとございます。

御意見のとおり、地籍調査関係の業務につきましては、元来、国、県との流れは土地改良ということで、宍粟市においても名前は産業部になるというのが御指摘のとおりでございます。

ただ、市長も申し上げましたとおり、土木関係の地籍訂正等非常にたくさんの業務が山積をいたしておりまして、少ない人数でどういった効率化を含めて進めていくかということを種々検討いたしました結果、今後のGISの活用、それから地籍調査の関係、登記所の関係、そういった総合的な関係を考慮いたしますと、今回土木部のほうに移管をするということに決定したものでございまして、当然、産業部とも連携をとりながらやっていきたいと思っておりますので、御了解をお願いしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 続いて、14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。

今度、市民生活部に滞納債権の集約・回収に関することというふうなことで、市民生活部としては大変大きな大変な仕事を引き受けられることになるんだなというふうなことを思うわけでありましてけれども、それぞれの部で滞納をそれぞれ徴収するというふうな効率から考えると、一カ所に集約するというのも一つの手段なんかとは思いますが、ただ、私が気になりますのは、この間、確かにいろんな意味での税金等滞納が増えてきておりますけれども、その一番やっぱり大もとというのは、今の経済状況による収入が伸びないとか、そういうふうな部分が大変大きな部分であるとは思っています。

そういう中で、徴収月間等を設けて委員会なんかでも報告していただく中では、私としてはよく頑張っておられるなというふうに思うわけでありましてけれども、その中で特に気になりますこの合併、宍粟市が誕生してからでありますけれども、住宅建設資金等の貸付金というのが1億円余り、これだけやなしに全部で生業資金とかも含めて4種類ほどあるわけでありましてけれども、これの回収というのがほとん

ど合併からこちらに進んでおらないというのが実態で、この間やっこの間の委員会にある程度の実態報告というふうなことがありました。特にこの部分が大変だというのは、もう既に借受人とか、実際に借りた本人でありますとか、それに対して保証されておった連帯保証人とか、それぞれの方が亡くなっておられるケースが相当数あるというふうなことで、恐らく、市民生活部にこういうふうな部署ができたとしても、この住宅建設資金の返済をきちっと片をつけようと思えば、相当な力を入れていかなければならないというふうに思うわけですね。

そこで、お聞きしたいのは、私は市長として本当にいつまでにこの貸付金というのを解消しようとするのか、やっぱりそういう目標年度を立てて、それから逆算して事を進めていかないと、このことというのは時間がたてばたつほど回収が不能になってくるケースというのが増えてくるんじゃないかなと思うんで、この際、やっぱりこういう部分については、市長がそういうプロジェクトチームができていうふうな話も聞きましたけれども、特別な力を入れていかなければ、なかなか解決は困難だと思いますので、そのあたり市長としてはどういうふうに考えておられるのか、お聞かせください。

○議長（岡田初雄君） 田路 勝市長。

○市長（田路 勝君） 今おっしゃったように、非常に大事な問題であります。これまで、県とのプロジェクトとかいろんなことでやってきたわけですが、なかなか進まないというのが現状でもあります。そういうことから、今回はそうした部署を統一しながら、そしてまた、債権にもいろいろありますから、それらを連携をしながら、強力に進めていくと、こういうことでやっておるわけですので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） その債権も今市長が言われたように、強制的に資産調査、市税なんかでしたら資産調査、預金なんかも含めて全て把握する権利が与えられているものから、一般のそこまで調査はできない債権までいろいろとあると思うんですけども、私はここ宍粟市ができて8年目が終わろうとしている中で、特にこの住宅建設資金等の貸付金が多少は回収が進んでおりますけれども、ほとんど大きな目で見ると、この8年間も進んでおらないというのが実態であると、そういうふうに私は市長も認識されておるんじゃないかなと思います。

そういう部分で、今回こういう新しい部署をつくられるのはいいんですけども、その部署ができたから自動的に解決できるということじゃなくて、この問題の解決



には特別な努力がいるんじゃないですかというふうなことで、お聞きしておりますので、そういう一般論ではなしに、特に、このまだ1億数千万円という貸付金が残っているという実態があるわけですから、この問題について特にどう対応されるのか、その点市長の考えがあったらお聞かせください。

○議長（岡田初雄君） 岩崎良樹副市長。

○副市長（岩崎良樹君） 私が滞納問題検討委員会の座長をしておりますので、その立場からもお答えを申し上げたいと思います。

御案内のとおり、非常にこの住宅建設資金等の貸付金は非常に問題もあるという認識をしております。

現在までに、約そういった件数も掌握しておりますし、その、どういいますか、周りにある状況もほぼつかみました。で、今後はそれをどうしていくかということも方針を既に立ててございます。その中には、やはり法的な強制措置も含んだ対応をするということが一つでございます。それは、おっしゃいますように、やはり強い意思を持って滞納解消に目指さなければ、なかなか厳しいものがございますので、そういったことのマニュアルあるいは組織この2本立てて鋭意努力をしたいということで、今回組織的にもそういった集団、具体的には顔をつくりまして、私やら企画、財政の担当も入れて協力して進めたい、なかなかしかし状況は厳しいものがございますけれども、そういった努力を続けてまいりたいという体制でございます。

○議長（岡田初雄君） 以上で、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第5号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第5号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第6 第6号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第6、第6号議案、宍粟市職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

田路 勝市長。

○市長（田路 勝君） 第6号議案について説明を申し上げます。

このたび、消防本部及び消防署の職員が、平成25年4月1日に発足する西はりま消防組合へその身分を移行することとなります。また、定員適正化の推進に伴い、前回の定数条例の改正から職員数が減少しており、今後も効率的な行財政運営の構築を目指し、さらなる定員適正化に取り組んでいくため、実態に即した定数とすべく、定数の改正を行うものであります。

改正する内容としましては、消防本部及び消防署の職員が4月より西はりま消防組合へ身分が移行するため、定数71人については全て除くこととし、その他の部署については、定員適正化の推進により減員等を行った実態に即して、それぞれ増減をしております。

今後とも効率的な行財政運営に努める中で、適宜適切な職員数としてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。

市長の説明で、現状の実態にあわすことが、今回の定数条例の改正の大きな目的だというふうに今おっしゃられたので、実態にあわせたということで捉えたらそれでいいのかもしれませんが、この間、当然、合併をすると、特に総務部門なんかにおいては、当然人数が、余剰人員という言い方は悪いかもしれませんが、ある意味余剰が生じておった部分ではないかというふうには、私も認識をしております。そういうふうな部分が、合併によってどれぐらい減るのが適正なのかなということはずっと疑問に思っておりました。

それで、この間の減員、定年退職の補充については約3分の1を目途に採用をして漸減、少しずつ減らしていくんだというふうなことできているとは思いますが、この310人というのが、市長部局の310人というのが、この宍粟市にとってはまだまだ減員をしなければならないという数字になるのか、それとも概ね8年間を経過して、宍粟市の職員の定数規模としては、ある意味妥当な線、いわゆる類似他団体と比較しても、概ね妥当な人数かなというふうなことになるのかどうか、そのあたりの考え方、見解を一つはお聞かせ願いたいと思います。

それと、もう一つは、教育委員会の定数が90人から111人というふうなことにな

っておるんですけれども、これは教育委員会のほうにこども未来課ができて、保育所の関係なんかも教育委員会のほうへ移った段階で、当然増えておるとは思うんですけれども、今回の増員というのは、前回のそういう機構改革の中では変更ができていなくて、今回変更になったものなのかどうか、その点お聞かせください。

それと、これは市長がどういうふうな判断をされるかお聞かせ願いたいんですけども、議会事務局の職員も職員定数条例の中に入っております。それで、議会事務局の職員が4人と監査委員の事務局の職員が3人、うち兼任1人ということで、事実上6人というふうなことになるんですけども、私たちがこの前受けた研修の中で、やっぱり議会の機能を高めるためには、議会事務局の職員っていうのをどう増やしていくか、どう専門化していくかというふうなことも一つ課題となっております。

そういう部分から言うと、職員定数条例というのは、あくまで市長に対しての専権事項なのか、それとも議会の、もし議長がこの部分についてはこれだけ増やしてもらいたいというふうなことがあれば、議会にもそういう提案をする権限がある事項というふうに判断されておるのか、そのあたりの、今回そういう研修をたまたま受けたもんですから、だから当然、議会も時代の要請に応じて機能強化ということは求められますので、あえてお聞きしましたけども、その点いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

清水弘和企画総務部長。

○企画総務部長（清水弘和君） 3点についてお答えをいたします。

まず、1点目の市長部局の職員は310人、これがどうなのかということにつきましては、現在の現状では、市長が申されましたように、やはりいっぱいのところまでできているのかなというふうには思っております。

ただ、全体的な類似団体等々比較いたしますと、やはりそれぞれの団体の状況もございしますが、10人程度はまだ多いという実態がございします。

したがいまして、今後業務のやり方とかそういったことを含めながら、減員できるものは当然減員をする必要性があるというふうには思っております。

2点目の教育委員会の関係でございしますが、これは御指摘のとおり、こども未来課が健康福祉部から移管したものでございまして、平成24年度中については、条例の適用部分、相互に運用ができるということで、運用したものを現在、今回修正するものでございします。

それから、3点目にございました議会の職員のことでございしますが、これはあく

までも定数条例は、市長の権限であるというふうに思っております。ただ、業務量の掌握については、やはり議会事務局等とも全体を含めまして調整をしながら決定をいただくということになると思います。

○議長（岡田初雄君） 以上で、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第6号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第6号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第7 第7号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第7、第7号議案、宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

田路 勝市長。

○市長（田路 勝君） 第7号議案について説明を申し上げます。

最初に、消防職員の火災等出動手当、救急出動手当及び隔日勤務手当につきまして、4月1日より消防本部の業務が西はりま消防組合へ移行されることに伴い、特殊勤務手当から削除するものであります。

次に、医療現場における適切な看護体制を維持するには、看護師の適正な配置が必要不可欠であります。近年の看護師の確保が非常に困難な状況を受け、看護師の給与水準も上昇傾向にある中で、他の公立病院と比較した場合、総合病院の看護師の給与水準は低位な状況にあります。また、看護師の不足が夜間勤務の増加に繋がりがり、看護師一人一人の負担も増大し、勤務継続への意欲低下を招く恐れもあります。

このような状況を受けまして、夜間看護手当を見直し、看護師の給与水準を他の公立病院と同程度とすることで、今後安定的な看護師の確保に繋げようとするものであります。

改正の概要は、深夜における勤務時間が4時間以上である場合を、現行3,300円を6,300円に、2時間以上4時間未満である場合を、現行2,900円を5,600円にそれぞれ増額し、深夜における勤務時間がその全部を含む勤務である場合を11,900円と

し、2時間未満である場合には、2,000円を支給する規定は削除するものであります。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

続いて質疑がありますが、発言の通告がございませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第7号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第7号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第8 第8号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第8、第8号議案、宍粟市情報公開条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

田路 勝市長。

○市長（田路 勝君） 第8号議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

国有林野事業を国の直営事業から独立行政法人が行う事業へ移管するための関係法令の改正が行われることにより、平成25年4月以降におきましては、国が経営する公営企業が全てなくなることとなります。

この国の改革を受けまして、国の公営企業について規定をいたしております「宍粟市情報公開条例」「宍粟市道路占用料条例」及び「宍粟市下水道事業受益者負担金徴収条例」から、国の公営企業部分を除くための改正をするものであります。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

続いて質疑がありますが、発言通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

ます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第8号議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第8号議案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言の通告がございません。

討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第8号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第8号議案は、可決することに決しました。

日程第9 第9号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第9、第9号議案、宍粟市証人等の実費弁償支給条例及び宍粟市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

田路 勝市長。

○市長(田路 勝君) 第9号議案について説明を申し上げます。

改正前の地方自治法では、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の設置に

については、個々の条文で規定されておりましたが、昨年9月5日に公布されました地方自治法の一部を改正する法律により、これらの委員会設置に関する規定が第109条にまとめられました。

また、従前から常任委員会においては、公聴会を開き、利害関係者等を招致することができましたが、今回の法改正により、本会議においても公聴会を開催し、利害関係者を招致できる規定が新たに設けられましたので、引用条文の整理を行い、本会議に承知した利害関係者等についても費用弁償等ができるように改正をするものでございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。発言の通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第9号議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第9号議案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言の通告がありませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第9号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第9号議案は、可決することに決しました。

日程第10 第10号議案～第12号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第10、第10号議案、西はりま消防組合の設立に伴う関係条例の整理に関する条例についてから、第12号議案、宍粟市消防団条例の一部を改正する条例についてまでの3議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

田路 勝市長。

○市長(田路 勝君) 第10号議案、第11号議案及び第12号議案の3議案につきまして一括して御説明を申し上げます。

最初に、第10号議案、西はりま消防組合の設立に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、平成25年4月1日より消防事務を広域処理するために、西はりま消防組合が設立されることから、本市組織より消防事務を処理する機関を廃止する必要がありますので、関係する条例の改廃を行うものであります。

この条例により、宍粟市消防本部及び消防署の設置に関する条例ほか3条例を廃止し、宍粟市情報公開条例ほか五つの条例について、文言の整理をする一部改正を行うものであります。

次に、第11号議案、宍粟市防災会議条例及び宍粟市災害対策本部条例の一部を改正する条例につきましては、大規模で広域な災害に対する即応力の強化等を目的として、昨年6月、災害対策基本法の一部が改正され、地域防災会議の役割が見直されましたので、宍粟市防災会議条例で設置しております宍粟市防災会議の所掌事務を改正するとともに、西はりま消防組合の設置に伴い影響を受けます条文の改正もあわせて行うものであります。

また、宍粟市災害対策本部条例におきましては、この法の改正により生ずる引用条文のずれを改正するものであります。

最後に、第12号議案、宍粟市消防団条例の一部を改正する条例につきましては、平成21年度の宍粟市消防団発足時に比べ、現在の宍粟市消防団の実団員数は1,746名と減少している現状や、消防団組織の統合などから団員の定数を1,800名としても消防団の運営には問題ないというふうに判断いたしますので、定数の見直しをするものであります。



なお、この定数の見直しに際しましては、宍粟市消防審議会に諮問し、見直しにつきましては妥当である旨の了解をいただいているところであります。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） 議題となっております消防団条例の一部を改正する条例について、お尋ねしたいというふうに思います。

今、先ほど市長の説明ですと、消防団員が定員2,000名のところが1,700人に現実的に減ってきているということでございます。消防団員の減少というのはどういうわけで減ってきているのかどうか、どういう認識をされているのかどうか、団員の減少が続きますと、私たちのまちづくりにも大きな影響を与えるのではないかなというふうに思いますので、その点お尋ねをしたいと思います。

それと、旧町ごとに師団ごとにどういう定員になるのか、どういう状況なのかどうか、あわせて質疑を行います。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

西山大作まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（西山大作君） お答えをいたします。

御心配をいただいております消防団員の定数の見直しなんですけども、先ほど市長からありましたように、実団員数にあわすということが一つの基本でございます。最近の消防団の任務につきましては、火災に対する備え、それとあわせまして、最近特に自然災害への備えということが非常にこう問題になり、多岐にわたっております。特に、自然災害につきましては、自主防災組織との連携、これをいかにとっていくかなということが大きな課題になっております。

今、御質問のありました定数の減員の理由といたしましては、特に少子高齢化あるいは過疎化によりまして、それぞれ特に北部地域において消防団員に入っていた若者の数が減少をしておることがだんだん減っていく主な理由で、決して好ましい方向ではないというふうに認識をしております。

また、宍粟市消防団発足時に住居等の問題で、実際には消防団活動ができないというような団員の方もございまして、機動力の問題等も加味をいたしまして、団員の方を平成22年を中心にそういうことも整理をさせていただいたということで、今

回実団員数の差でいいますと、4年間で227名の減員ということになっておるところであります。

今後の各師団の方向性といえますか、あり方なんですけども、特に、今言いましたように、北部地域では若者の数が減っており、消防団員に入団していただく市民の数が減っております。山崎師団におきましては、中心部を中心にそう移動はないんですけれども、北部のほうについてはそういう問題が生じておると、それから、一宮、波賀、千種につきましては、従前ですと1自治会1部という組織が中心でありましたけども、既に部として活動ができないというようなところも生じております。議員一宮ですので、一宮の例でいいますと、繁盛地区は8自治会あって、今現在部として存続しておるのが3部でございます。5部は消防団としてのその組織がとれないということですのでけれども、地域を上げていかに地域を守っていくかということで、特に平成23年、平成24年、検討していただいて、地域を上げて守っていくというような取り組みも進められているところでもあります。

いずれにいたしましても、その部の存続あるいは分団のあり方については、今後大きな動きがあらうかと思っておりますので、いかにして安全・安心・機動力を守っていくかということを含めて、2年、3年をめどにまた引き続いて協議を進めて取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 以上で、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第10号議案から第12号議案までの3議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第10号議案から第12号議案までの3議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第11 第13号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第11、第13号議案、宍粟市道の駅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

田路 勝市長。

○市長（田路 勝君） 第13号議案について説明を申し上げます。

道の駅「山崎」は、平成5年11月に開業をしまして、宍粟の玄関口として国道29号の道路利用者の休憩の場、また地域の情報発信や特産物の宣伝販売等の交流拠点として、その役割を担ってきました。

しかしながら、開業から約20年が経過をいたしまして、周辺にJA兵庫西の「旬彩蔵」をはじめ民間の商業店舗の進出によりまして、その役割が薄れてきているところでもあります。

特に、賃借しています土地の所有者が平成23年に逝去され、その土地に係る相続等の関係から賃貸借契約の更新が困難というふうになっております。

このような状況を受けまして、道の駅「山崎」を引き続き現在の場所で運営することは困難というふうに判断をいたしまして、道の駅「山崎」については廃止をし、今後新たな観光拠点について検討していきたいというふうに考えているところであります。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） それでは、議題につきまして質疑を行います。

賃貸の関係で恐らく、賃貸契約の任期が切れるんじゃないかなというように思いますけども、具体的に賃貸契約を解除するのかどうか、それからまた、今指定管理になっておりますこの施設についてをどう検討されているのかどうか、再度お尋ねをいたします。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

西山大作まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（西山大作君） お答えをいたします。

道の駅「山崎」につきましては、今市長のほうから説明がありましたように、この3月31日をもって平成5年11月にオープンをいたしました20年間の借地契約が満了をいたします。契約の中では自動的に失効するということになっております。

この道の駅を設置した当時は、非常に情報発信やあるいは地域の産業の振興、あるいは特産物の振興、道の駅本来の情報発信と休憩所ということで、この20年間非

常に重要な役割を果たしてきていただいたというふうに私ども理解はしております。

しかしながら、やむを得ないそういう事情で今回廃止というふうに決断をさせていただきました。この後につきましては、今現在、観光基本計画の中で変わる拠点となる施設を設置するということを明記しておりますので、やはり玄関口といえますか、この庁舎29号線沿いを中心に新しいそういう情報発信あるいは産業振興、休憩所として位置づけのできる施設を設置したいというふうに、候補地となる土地についても検討を始めておるところでございます。

今現在、使わせていただいております土地につきましては、契約の中では原状復帰ということが明記をされておりますので、今、地権者の方とどのように復旧をさせていただくか協議を進めておるところでございます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 以上で、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第13号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第13号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第12 第14号議案～第15号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第12、第14号議案、宍粟市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてから、第15号議案、宍粟市一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例についてまでの2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

田路 勝市長。

○市長（田路 勝君） 第14号議案及び第15号議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

最初に、第14号議案、宍粟市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきましては、4月からのにしはりまクリーンセンター供用開始に伴い、ごみ処理手数料をにしはりま環境事務組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例に基づき、にしはりま環境事務組合が収納することとなりますので、関係条文を追加する改正を行うものであります。

次に、第15号議案、宍粟市一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例につきましては、3月末の宍粟環境事務組合の解散に伴い、宍粟美化センターの施設は宍粟市が継承し、最終処分場として市が管理することとなりますので、市の一般廃棄物処理施設として追加する改正を行うものであります。

名称につきましては「宍粟北残渣最終処分場」とし、にしほりまクリーンセンターで発生した残渣を受け入れる施設とするものであります。

以上、2議案について一括して説明を申し上げました。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。発言の通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第14号議案から第15号議案までの2議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、民生生活常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第14号議案から第15号議案までの2議案は、民生生活常任委員会に審査を付託することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時50分まで休憩いたします。

午前10時36分休憩

---

午前10時50分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第13 第16号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第13、第16号議案、宍粟市少子化対策事業助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

田路 勝市長。

○市長（田路 勝君） 第16号議案について説明を申し上げます。

今回の提案は、少子化対策の支援制度として、一人でも多くの方が安心して出産に臨めるよう不育症治療費の公費助成を新たに拡充するものであります。

不育症の治療につきましては、保険適用外の治療が多く、また長期間にわたるため、経済的負担が著しく大きくなっております。

このような状況の中で、無事出産に至れるよう不育症治療費について一年度中に25万円を限度として、通算5カ年度公費助成をしようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。質疑の通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第16号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、民生生活常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第16号議案は、民生生活常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第14 第17号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第14、第17号議案、宍粟市営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

田路 勝市長。

○市長（田路 勝君） 第17号議案について説明を申し上げます。

良好な居住環境の形成と地域コミュニティの活性化によるまちづくりの推進を図るために策定をしました住宅マスタープランに基づきまして、市営下比地団地Ⅰ期

建て替え事業が平成24年度末に完了をいたします。

このため、昭和44年度及び昭和45年度に建設をいたしました下比地B団地10戸を廃止し、今回建設しました6戸を下比地団地1号棟として供用開始をするため、本条例を改正するものでございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。

質疑の中では、条例の中では従来10戸あったやつが6戸に減っているんじゃないかというふうなことでお聞きをしようと、そういう質問を通告しておったんですけども、今年度の平成25年度予算の下比地団地の建て替え事業のところを見てみましたら、全体では20戸あったものを新年度事業で14戸建設というふうにありますので、全体としては14戸プラス6戸ということは同じ20戸の建て替えになるのかなというふうなことで、予算書を見る限りはそういうふうな認識で私の単純な見方やったのかなと思ったんですけども、そういうふうな戸数が減るということではないということでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 平野安雄土木部長。

○土木部長（平野安雄君） それでは、公営住宅の考え方についての御質問でございますので、回答させていただきたいと思っております。

合併以降、市営住宅の考え方につきましては、人口動態や民間賃貸住宅の供給戸数も勘案しながら、それぞれ整備方針を定めることといたしまして、平成22年度から公営住宅の需要の把握と地域の実態にあわせましてストックの活用、さらには必要供給戸数を定め、平成22年から平成31年までの10カ年間、宍粟市の市営住宅の整備計画に基づいて行っているところでございます。

今回の下比地団地につきましては、A団地B団地あわせまして、現在管理戸数が20戸ございまして、13戸に入居をされております。整備計画の中では、建て替え時点での入居戸数を建て替えをするということになっております。今回バリアフリー対応等のため、共同住宅形式としており2階建てで計画をしております。したがって、偶数戸の14戸を平成24年度と平成25年度に建て替えるものでございます。

したがって、13戸の入居者につきましては、全員の方が建て替え後入居され

ると、新しく1戸につきましては、平成25年度完了後公募をするという予定にさせていただきます。

なお、下比地団地A団地につきましては、整備計画に基づきまして、建て替え終了後、用途廃止をするという予定で行っております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 今の説明を聞いて、ちょっといよいよ従来よりか増えるのか減るのかという点でいうと、予算書の説明書の中では下比地A団地10戸、それと同B団地10戸を建て替えてというふうなことと、今回、条例改正で出ておる下比地B団地の10戸、これにあわせて既に完成しているのが6戸で、今回条例改正に出てきたと思うんですけども、この平成25年度予算では14戸建設というふうにありますので、そういうことから言ったら、私はマイナス4軒の建設戸数になるんじゃないかなということも思っていたんですけども、その全体の戸数でいえば、従来より減ることにはならないのか、そこのところ明確な考え方がわからなかったんで、ちょっと。

○議長（岡田初雄君） そこのところ明確にお願いします。

平野安雄土木部長。

○土木部長（平野安雄君） 今、A団地、B団地あわせまして20戸の管理戸数でございますが、13戸に入居をされております。平成24年度に6戸、平成25年度に8戸の14戸を建設をさせていただきます。

整備計画の中で、建築の計画年度の入居者にあわせて建て替えをするという基本的な考え方がありますので、今回は今、現有で20戸管理しておりますが、建物としては6戸減になりますが、入居者からすれば1戸分増という形になるというふうに理解していただいたら結構かと思えます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） ということは、要するに、今まで20戸あった分が14戸になるというふうなことで、1戸については公募をかけられるというふうなことということは、現実的には公営住宅の数はやはり減ることになるわけですね。

それで、市長が言われた住宅マスタープランやとか、あと市の建て替えの中で、私も今初めて聞いたんですけども、入居されている戸数のみを新しく建て替えるんだというふうなことについては、いつの時点で市の方針として決まったことなん



ですか。僕は初めて聞いたような気がするんですけども。

○議長（岡田初雄君） 平野安雄土木部長。

○土木部長（平野安雄君） それでは、お答えをいたします。

先ほど申しあげましたように、合併協の中での建築計画について、概ね5年でそれぞれの整合を図るということで、平成21年度に検討されまして、平成22年度から宍粟市の公営住宅整備計画の中で、今言わせていただいたことについては明記をさせていただいています。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 以上で、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第17号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第17号議案は、産業建設常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第15 第18号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第15、第18号議案、西播磨地域消防広域化協議会の廃止についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

田路 勝市長。

○市長（田路 勝君） 第18号議案について説明を申し上げます。

相生市、たつの市、宍粟市、太子町及び佐用町の5市町におきまして、去る平成24年4月1日に西播磨地域消防広域化協議会を設置し、消防広域化に関する協議を進めてまいりました。

このたび、協議会の委員をはじめ関係各位の御協力により、関係市町の消防に関する事務を共同して行う西はりま消防組合を設置し、平成25年4月1日から業務を開始することとしております。

このことにより、西播磨地域消防広域化協議会としての任務は、平成25年3月31日で終了することとなりますので、同協議会を廃止することについて議会の議決を求めるものであります。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。発言の通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第18号議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第18号議案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言の通告がありませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第18号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第18号議案は、可決することに決しました。

日程第16 第19号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第16、第19号議案、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてを議題をいたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

田路 勝市長。

○市長（田路 勝君） 第19号議案について説明を申し上げます。

本件につきましては、「西はりま消防組合の新設」に伴う平成25年4月1日付の加入申請、及び「宍粟環境事務組合の解散」に伴う平成25年3月31日付の脱退届が「兵庫県市町村職員退職手当組合」へ提出されたことを受けまして、当該退手組合を組織する地方公共団体の数の増減及び組合規約の一部を変更することとなりますので、当該退手組合を組織する地方公共団体の議会の議決を得る必要がございます。ここで提案をするところであります。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。発言の通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第19号議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第19号議案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言の通告がありませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第19号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第19号議案は、可決することに決しました。

日程第17 第20号議案～第21号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第17、第20号議案、過疎地域自立促進計画の変更についてから、第21号議案、辺地に係る総合整備計画の策定についてまでの2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

田路 勝市長。

○市長（田路 勝君） 第20号議案及び第21号議案について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

最初に、第20号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の変更につきましては、平成22年12月に策定した「宍粟市過疎地域自立促進計画」において計上しました過疎地域の自立のための振興施策について、「産業の振興」「交通体系の整備」及び「集落の整備」に関する事業を追加変更し、有利な過疎債を財源として、過疎地域の計画的な振興施策を推進するため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今回の変更の内容としましては、「産業の振興」として、兵庫県の絶滅危惧種に指定されております「九輪草」の群生地が確認された生息区域の分布調査や繁殖状況調査を実施いたしまして、希少植物の保護とあわせて湿原一帯を周遊できる遊歩道等を整備することにより、新たな観光資源の開発をするとともに、周辺の観光施設を一体的に整備し、地域の活性化を促進しようとするものであります。

また、林業の振興は宍粟市総合計画の基本施策の一つとして位置づけており、作業道間谷線は市有林搬出において重要な路線となっておりますので、補修事業を行うことにより効率的で効果的な森林施業を推進してまいります。

次に、「交通体系の整備」としまして、波賀市民局管内では、市道有賀カンカケ線、市道赤西音水線の道路防災事業を行い、また、市道安賀線の道路改良事業を実施し、千種市民局管内では、市道千草河呂線、西山室橋線、河内川井線の道路改良工事を実施することにより、利用者の安全確保を図り、さらに、冬期間の安全な道路網を確保するための除雪作業車を更新いたしまして、地域の安全で安心な生活空間の形成を図るものであります。

最後に、「集落の整備」としまして、宍粟市総合計画の基本施策の一つであります「地域自治、コミュニティ形成の推進」を目指して、コミュニティ組織強化事業

として「地域づくりや学習機会の充実」を図り、地域リーダーの育成を推進することにより、地域の特性や課題に応じたまちづくりに、地域が主体的に取り組む体制整備を推進するものであります。

次に、第21号議案、宍粟市辺地に係る総合整備計画の策定につきましては、山崎町中野辺地、上ノ下辺地、上ノ上辺地及び千種町内海・鷹巣辺地区域において、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第1項に基づき、有利な辺地債を財源とする総合整備計画を策定するため、議会の議決を求めるものであります。

本市の道路整備につきましては、行きどまり路線の解消や迂回路線の改良、道路防災事業など、生活道路の確保と災害に強く安全で快適な生活道路網の整備を推進しているところであります。

今回、総合整備計画を策定する山崎町中野地区から上ノ下地域、上ノ上地域までにかかる市道中野上ノ線は、幅員が狭小で通行危険個所も点在する路線であり、台風等による河川氾濫により、県道岩野辺山崎線の宮ノ前橋が被災した場合、被災箇所以北の市民の孤立化が想定されます。このような状況を解消するため、平成25年から平成29年度までの5カ年において、本路線の道路改良を行い、地域住民の生活環境の向上並びに災害の迂回道路として、地域住民の安全安心な暮らしと災害に強いまちづくりを推進することといたしております。

また、内海・鷹巣地区におきましては、コミュニティ活動や地域活動の活性化を推進するため、行政と市民の参画・協働のもと兵庫県のふるさと自立計画推進モデル事業において、「ふるさと自立計画」を策定し、実施主体である鷹巣地域活性化委員会を立ち上げ、旧千種東小学校を農産物の加工施設、交流・研修施設等に改修をし、地域コミュニティ活動の拠点として整備をし、地域力の向上と市民主体のまちづくりに積極的に取り組む団体を支援してまいります。

以上、2議案について一括して提案を申し上げましたが、いずれも過疎地域と辺地地域の発展と地域力の向上に繋がる事業でございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。

先ほど、市長のほうから詳細説明があったんですけども、1点お聞きしたいのは、過疎計画のソフト事業に該当すると思うんですけども、今回新たに加わっておりますコミュニティ組織強化事業、事業主体は自治会等というふうなことになっておるんですけども、これについては、具体的にどういうふうな形で過疎債を有効利用して具体的な事業を想定されておるのか。この言葉だけでは、具体的にどんな事業に取り組まれるのかということが大変わかりにくいので、その点もし説明ができるようでしたらお願いしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 西山大作まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（西山大作君） お答えをいたします。

今、これからのまちづくりということで、まちづくり協議会あるいは自治会を中心に大変苦慮いただいております。合併してからスケールの大きな地域を中心としたまちづくりを進めていこうということの取り組みもございます。やっぱり、これからはコミュニティづくりがまちづくりの基本であるというふうな取り組みも求められているところであります。

これから先、5年、10年というスパンを思うときに、この一つ一つの地域住民の意識を行政に頼らない、また行政と一体となったまちづくりを進める方向に転換していく、このことが必要ではないかというふうに思っております。

過日もまちづくり協議会、自治会、それと市と3者協働で行政に頼らないまちづくりという講演会も開かせていただいて、波賀市民局あるいは本庁で午前、午後2回開いておるところであります。

この事業といたしましては、平成25年からまちづくりに精通をされたアドバイザーをお迎えいたしまして、地域自治のあり方研究、地域の課題の洗い出し、地域の活性化の検討などを進めるとともに、ワークショップを中心に活動をしていただいて、地域リーダーの育成を育てていきたいというふうな目的がございます。

地域の特性や課題に応じたまちづくりに地域が主体的に取り組む体制を構築したいというふうな狙いがございます。

まず、スタートは、各市民局を中心にまちづくり協議会あるいは自治会が中心になって取り組んでいこうと、その情報交換をまちづくりの連絡協議会あるいは連合自治会で情報共有をしながら、一体的なまちづくりを進めていこうというソフト事業であります。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 以上で、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第20号議案から第21号議案までの2議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第20号議案から第21号議案までの2議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第18 第22号議案～第24号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第18、第22号議案、平成24年度損害防止事業実施に伴う特別積立金の取り崩しについてから、第24号議案、畑作物共済危険段階基準共済掛金率の設定についてまでの3議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

田路 勝市長。

○市長(田路 勝君) 第22号議案、第23号議案及び第24号議案の3議案について、一括して説明を申し上げます。

最初に、平成24年度損害防止事業実施に伴う特別積立金の取り崩しにつきましては、損害防止事業の実施に伴い、特別積立金を取り崩しする場合は、農業共済条例第155条第6項の規定により、議会の議決が必要となっております。

平成24年度の損害防止事業の内容につきましては、農作物共済では、市が行うイノシシ、シカ等の獣害防護柵設置に対する助成事業、シカ個体数整理等事業及び有害鳥獣捕獲事業に対し実施しており、この財源としまして水稻特別積立金を充てることといたしております。

また、家畜共済の損害防止事業では、多発疾病に対しての未然防止や被害率の軽減に繋がる予防衛生措置として薬剤の散布を実施しましたので、この費用の財源として家畜特別積立金を充当しようとするものであります。

次に、第23号議案、平成25年度宍粟市農業共済事業に係る事務費賦課総額及び賦課単価につきましては、農業共済条例第5条第2項の規定により、これも議会の議決を求めるものでございます。

最後に、農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価につきましては、市農業共済条例第5条第1項の規定により、兵庫県農業共済連合会からの賦課金を含

めた事務費の予定額から国庫負担金等の収入予定額を差し引いて得た金額を、共済加入農家に対し賦課するものであります。

今年度の賦課総額及び賦課単価は、主なもので水稻では総額268万4,000円、賦課単価は共済金額1万円当たり40円、それから肥育牛では賦課総額90万2,000円、賦課単価は共済金額1万円当たり50円、大豆では賦課総額27万7,000円で、単価は共済金額1万円当たり50円を予定いたしております。

第24号議案につきまして、畑作物共済危険段階基準共済掛金率の設定であります。が、農家間や地域間での被害の発生状況が相当に異なる場合があることを考慮し、農家の掛け金負担の均衡を図るため、農業災害補償法第120条の15第6項の規定により、「それぞれの危険段階における基準共済掛金率を設定すること」とされております。

この共済掛金率を設定するに当たり、2月6日に農林水産省告示に伴う県からの通知により、当市の掛金率が示されましたので、これに基づき3年ごとの改定となる掛金率の見直しを行い、今回は、平成19年から平成23年の過去5カ年間の各農家における平均被害率を算出し、それぞれの農家ごとの被害率に応じて、畑作物に係る共済掛金率を3段階に区分し、設定するものであります。

なお、今回の改正内容につきましては、市の損害評価会において「3段階に分ける率の設定」「最高被害率区分と最低被害率区分との開きの設定」について適正である旨の答申を受けており、また、兵庫県農業共済組合連合会へ協議を行い、適切であるとの意見を2月18日にいただいているところであります。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。が、発言の通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第22号議案から第24号議案までの3議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。



(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第22号議案から第24号議案の3議案は、委員会の付託を省略することに決しました。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言の通告がありませんので、討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は、分離して行います。

まず、第22号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第22号議案は、可決することに決しました。

続いて、第23号議案を採決いたします。

本議案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第23号議案は、可決することに決しました。

続いて、第24号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第24号議案は、可決することに決しました。

日程第19 第25号議案～第30号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第19、第25号議案、平成24年度宍粟市一般会計補正予算(第5号)から、第30号議案、平成24年度宍粟市病院事業特別会計補正予算(第3号)までの6議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

田路 勝市長。

○市長（田路 勝君） 第25号議案から第30号議案まで補正予算6議案につきまして、一括して説明を申し上げます。

今回の補正は、平成24年度の予算を執行してまいりました各種事務事業につきまして、事業費等の確定により財源を含めた整理及び年度内の完了が困難な事業の繰越明許費を計上しております。また、国の大型補正関連にあわせ事業の前倒し及び債務負担行為の変更等を行うものであります。

それでは、議案ごとの概要につきまして、順次説明を申し上げます。

最初に、第25号議案、平成24年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）につきましては、補正総額で14億2,765万3,000円を増額いたしまして、補正後の総額を248億2,421万2,000円としているものであります。

歳入の主なものとしましては、普通交付税では、調整額の減額分の復活。

分担金及び負担金では、国の大型補正にあわせ事業を前倒ししたことにより受益者分担金を計上いたしております。

国庫支出金につきましては、事業費確定による補助金の精査及び国の大型補正によります小学校改築工事に係る学校施設環境改善交付金をはじめとする各種補助金、さらには国の補正に伴う地方負担額の軽減のため、新たに創設された地域の元氣臨時交付金の交付見込み額を計上いたしております。

県の支出金につきましては、国の大型補正にあわせ農業関連の補助金を計上のほか、各種事務事業の確定によるそれぞれの増減を行っております。

また、寄附金では、ふるさとづくり寄附金を寄附の実績により増額する一方、諸収入では、各種健診の精査に伴い個人負担金を減額しております。

市債においては、道路橋梁整備事業、災害復旧事業などの事業費の確定による精査のほか、教育施設整備に係る教育債を増額いたしております。

次に、歳出の主なものとしましては、総務費では、勸奨退職に伴う退職手当組合特別負担金の増額、地方バス等公共交通維持確保対策補助金及び岩塊流周辺整備工事、ブナ基金積立金のほか各種事業の確定による精査を行っております。

民生費では、障害者自立支援法改正に対応するためのシステム改修費、外出支援サービス利用拡大に伴う委託料の増額及び介護保険事業特別会計への繰出金の増額のほか、各種事業の精査を行っております。

衛生費では、各種健診の受診者の確定及び子宮頸がん予防ワクチンの接種者数の

確定による減額、簡易水道事業特別会計への繰出金として、地域の元気臨時交付金見込み額などを計上いたしております。

農林水産業費では、国の大型補正にあわせ負担金等を増額、農業集落排水事業特別会計への繰出金として、地域の元気臨時交付金見込み額を計上及び各種事業の精査を行っております。

商工費では、戸倉スキー場整備の事業費の確定により減額、福知溪谷休養センター周辺整備工事では、県の河川災害復旧工事の工期が延び、周辺整備工事を平成25年度へ先送りしたことによる減額を行っております。

土木費では、国の大型補正にあわせ道路・橋梁維持費及び住宅建設費を増額、地権者協議等による不測の日数を要したことや入札減などによる道路新設改良費を減額、国の工事着手が遅れているため、かわまちづくり工事委託料を減額補正いたしております。

教育費では、国の大型補正等にあわせ山崎小学校・城下小学校の工事費等を追加するほか各種事業の精査を行っております。

災害復旧費では、事業費確定による工事費等の精査を行っております。

次に、第26号議案、平成24年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入では、国県支出金、一般会計及び介護保険事業基金からの繰入金等について精査を行い、歳出では、保険給付事業における介護サービス費及び介護予防サービス費等の事業精査を行った結果、歳入歳出それぞれ1億5,122万1,000円を増額し、補正後の総額を41億420万円といたしております。

次に、第27号議案、平成24年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入では、地域の元気臨時交付金分の繰入金及び当該事業に係る補助金等を計上し、歳出では、水道施設遠方監視システム工事費や消費税の確定に伴う不足分を増額した結果、歳入歳出それぞれ1億7,387万9,000円を増額し、補正後の総額を9億9,626万4,000円といたしております。

次に、第28号議案、平成24年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳出で揖保川流域下水道維持管理負担金を事業確定により増額、不足する財源については、一般会計から繰り入れることとした結果、歳入歳出それぞれ849万6,000円を増額し、補正後の総額を17億7,560万1,000円といたしております。

次に、第29号議案、平成24年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入では、地域の元気臨時交付金分の繰入金及び当該事業に係る補助金を計上し、歳出では、国の大型補正にあわせ施設における老朽機器の更新事業

を計上した結果、歳入歳出それぞれ1億300万円を増額し、補正後の総額を8億2,702万4,000円としております。

最後に、第30号議案、平成24年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、総合病院医事業務委託について、平成27年度までの複数年契約を行うための債務負担行為を計上いたしております。

以上、補正予算6議案につきまして、一括して概要の説明を申し上げましたが、今回の補正は、主に当該年度事業費の確定等によるもの、そして、平成25年度への繰越明許及び国の大型補正にあわせて、補正予算等いたしております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。あらかじめお願いを申し上げたいと存じますが、この後本補正予算につきましては、各常任委員会に審査を付託したいと思っております。したがって、本会の質疑につきましては、その辺を御配慮いただきながら御質疑をお願いしたいかなど、こんなふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、通告がありますので、発言を許可します。

17番、大上正司議員。

○17番（大上正司君） 私は、平成24年度宍粟市一般会計補正予算の全般にわたって、総括して簡単に質疑したいと思います。

ただいま市長のほうから説明がありましたように、今回の補正予算は国がデフレから脱却し、景気を浮揚さすという景気優先の施策を展開するため、緊急経済対策を柱とした13兆円規模の補正予算を一昨日ですか、26日に可決決定されたようなことを受けまして、また県も臨時議会を8日に開催されまして、1,286億円の補正を可決したことなど、これらの国県の動きを受け、宍粟市としても緊急経済対策を柱とした公共事業などを前倒しし、実施するなど、国県が打ち出した趣旨に沿った景気浮揚を優先とする補正予算となっていると説明がありましたが、国県の打ち出した景気浮揚の趣旨が十分反映できる予算となっているのかどうか、井戸知事は久しぶりに地方の事業に光があたる、将来への積極的な投資に繋がると述べられまして、公共事業関連を中心に予算を組み立て、財源は国庫支出金と特定財源などで県の負担はないと言われております。

そこで、今回の宍粟市の補正予算についてお尋ねいたしますが、平成25年度予算に盛り込む予定だった投資関連事業で緊急経済対策として前倒しとなった主な事業

はどのようなものがあるのかと。

さらに、前倒しで補正予算に計上する概算予算額が、このうち幾らぐらいあるのか。

さらに、その財源措置はどのようなになっているのか。

また、国権の緊急経済対策に係る補正予算の財源措置がなかったら、宍粟市の実質的な負担額はどのぐらいになるのか。

前倒しとして補正予算に計上することでどれだけの負担軽減に繋がっていくんか。

今回、非常に大きな補正予算となっておりますが、健全財政は堅持できるのかどうか。心配しなくてもいいのかどうか。

さらに、この緊急経済対策に係る補正予算の執行をどのような格好で行われ、宍粟市の景気浮揚にどのような効果を期待されているのか、まず、この補正についてをお尋ねしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

清水弘和企画総務部長。

○企画総務部長（清水弘和君） 補正予算について御説明申し上げます。

市長が申されましたように、今回の補正の主なものは国の補正、これが重点でございます。したがって、冒頭、国県の指針に基づきまして公共事業を中心に計上しておるということを、まず、最初に御説明申し上げます。

委員会では、一覧表にいたしまして、総額15億円程度の事業、14項目を示したいと思っておりますので、ここではポイントのみの説明ということで御了承願いたいと思います。

まず、最初に、平成25年度予算に計上する予定だったもので前倒ししたものは、何々あるのかということについては、補正予算の5ページをちょっと御覧いただきたいんですが、ここに繰越明許費の補正を上げております。ここに上げている中で、平成25年度予定で平成24年度に前倒しをいたしましたものは、まず教育費の中の山崎小学校の校舎の建設事業約9億7,000万円、これが1点でございます。

それと、もう1点は、その上の市営下比地団地建て替え事業1億1,200万円。

さらに、第27号議案の簡易水道事業に係ります遠距離監視システムの統合事業約1億1,800万円、この3事業が平成25年度予定が平成24年度の補正に上げたものがございます。したがって、全て平成25年度への繰り越しということで計上いたしております。

その総額は、約12億円でございますが、実質の一般財源といたしましては、1億

3,400万円程度を必要ということになっております。

ただ、そのまま平成25年度で執行した場合はどうだったかということに対しましては、約3億6,000万円必要だったということで、この前倒しによります効果は約2億2,000万円程度といえるというふうに思っております。

それと、次の質問でそれが将来の宍粟市の関係でどんな効果があったのか、財政健全化にどんな効果があるかという御質問ですが、まず、起債発行とかそういったものを全体を操作をいたしますと、実質公債費比率、それから将来負担比率、そしてそういった財政指標については、当然低減ができる。実質公債費比率も平成25年度では18%を切るという予定をいたしております。また、当然資金面におきまして、約7億円の交付金がございますので、健全財政に向けて効果があるということでございます。

次に、宍粟市の経済への影響ということについては、もともと15億円のうち12億円は平成25年度で執行する予定でございましたので、残りの3億円これが新たに追加発注を平成25年度でできるということで、この相当額が土木事業者の方でございませうとか、またそれに関する資材購入、雇用関係等で景気対策として期待ができるものであろうというふうに思っております。

なお、冒頭申し上げましたように、詳細につきましては、一覧表で各委員会で御説明をいたしますので、御了解を願いたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 17番、大上正司議員。

○17番（大上正司君） 1点だけちょっと答弁がなかったかなと思ったりしますんで、お尋ねしますけども、効果につきましてはわかったんですけども、この補正予算を一日も早く執行して、その効果を出さないかんのじゃないかなと思うんですが、どういう、例えば工事などにつきましては、規模を小さくして分割発注して、市内業者に発注するとか、そういった方法についてはどんなような考え方を持っておられるのか、いま一度お尋ねしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 清水弘和企画総務部長。

○企画総務部長（清水弘和君） お答えいたします。

大きな事業で、山崎小学校の校舎建築は、御存じのように既に発注をいたしております。他の今から発注する道路等については、これまでも言っておりますように、市内業者でできるものは市内業者ということで、区分できるものはできるだけ市内業者にできるように工夫はしたいというふうに思っています。

○議長（岡田初雄君） 続きまして、14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。

今、説明聞いて、詳しい資料は各委員会に出るとのことなんでいいんですけども、過去いろいろな景気対策という意味合いも込めて、いろんな名称をつけた交付金が出てきました。「きめ細やかな交付金」でありますとか「光をそそぐ交付金」でありますとか、いろんな名称がついておったんですけど、今回の「地域の元気交付金」という名前で、その用途をいろいろとどのあたりまで充当が可能なのかというふうなことで見てみますと、いろんな条件があって、こういうふうな補正というか、結局規定の計画にある事業の前倒しというふうな形でしか使えなかったのかなというふうな気はするんですけども、そういうことでそれぞれの事業をなぜこの交付金を充てられたのか、そのあたりまた委員会で説明していただくほうが詳しいのかもしれないけれども、その配分については財政担当のほうでやられておりますので、私は民生に所属しておりますから、どういう観点でそういう、特に一番重点的に使われておるのは、山崎小学校の改築事業やと思うんですけども、どういう観点でそういうふうな交付金の配分先を決められたのか、それは簡易水道事業会計や農業集落のことでも聞いていることと同じ趣旨になるんですけども、そのあたり説明をしていただけたらなと思います。

それと、今回の補正で、県営の農免道路のトンネル工事が新たに着工されるというふうに聞いておるんですけども、補正予算上は4,290万円が負担金として上がってきております。この負担金とあわせて従来の分とあわせてということになるかと思うんですけども、県が主体の事業でありますけれども、一応今回の負担金でどこまでできる、具体的にそのトンネルの掘削に実際かかるのか、掘削が終わってしまうそこまでの県での事業費が確保されていることについての負担金になっておるのかお聞かせください。

それと、山崎小学校の関係が、前は債務負担行為で、平成25年度までの債務負担行為が廃止になっておりますけれども、そういうことからいいますと、山崎小学校の改築スケジュールというのは、従来よりも今回補正で全額計上されたということで、当初計画よりその改築の終了が早くなるというふうな、そういう見込みになっておるのかどうか、その点お聞かせください。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

清水弘和企画総務部長。

○企画総務部長（清水弘和君） 冒頭、元気交付金の約7億円の目的でございますが、これについては、国のほうが公共事業を発注して経済対策をしようということで、

一定のメニューを各省庁が示しております。そのメニュー以外は使えないという原則がございまして、まずそれが1点と、7億円をいただきました根拠は、補助裏の約80から85%が約7億円に相当いたします。使えるのは、地方の単独事業なり、建設事業いわゆる公共投資に結びつくものが限定されておりますので、そういったものを宍粟市の事業に照らし合わせまして、金額の大きいものに優先して充填したということでございます。

○議長（岡田初雄君） 前川計雄産業部長。

○産業部長（前川計雄君） 先ほど、御質問がありました基幹農道の負担金についての工事の進捗と申しますか、工事がどこまでできるのかという質問に対しましてでございますが、今回の大型補正で工事があんまり伸びていなかったトンネル部分については、約100メートル弱のトンネル工事に入れる予算づけとなっております。

それから、道路部分につきましても約230メートルほどの道路進捗があるとお聞きしておりますが、追加で来ました工事の内容につきまして、今、実施設計に向けて精査中でありまして、延長的な差はございますが、その予定で今進めていただいております。

全体的な事業費としましては、この補正をいただいた分で全体の約40%ぐらいの進捗が上がるのではないかと推測しております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 岡崎悦也教育部長。

○教育部長（岡崎悦也君） 山崎小学校の改築スケジュールの件でございますが、今回は大型補正に伴います従前債務負担行為でしておいたものが、繰越明許という形で手法、財源の変更だけでございますので、スケジュールの変更はございません。

○議長（岡田初雄君） 続きまして、15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） それでは、質疑を行いたいというように思います。

今回の補正は、15カ年予算というようなことで、大変大型でマスコミ等でも成果等が見えてきたということで叫ばれておりますけれども、やっぱり国のほうの状況を見てみますと、やっぱり政権交代前の自民党がやってきた従来型の事業じゃないかなということを最初に指摘をしておきたいと思っております。

それに関連して、先ほどいろいろと担当部長、担当課のほうから説明がっておりますけれども、これだけの予算、前倒しが多いわけですからけれども、十分執行できる体制があるのかどうか、それからまた、公共事業ですから十分管理監督などなされて、手抜き工事等の事態が発生しないのかどうか、その点お尋ねをしたいというふ



うに思います。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

清水弘和企画総務部長。

○企画総務部長（清水弘和君） お答えを申し上げます。

先ほど申し上げましたように、全体では15億円の大型の補正でございますが、そのうち約12億円は、今までも当然やる予定の事業でございますが、3億円が実質的には前倒しで負担がかかるということでございます。

したがって、負担はかかるわけでございますが、これについては各担当部局で効率的な執行を心がけると工夫をするということで、対応ができるものというふうに思っております。

○議長（岡田初雄君） 以上で、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第25号議案から第30号議案までの6議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第25号議案から第30号議案までの6議案は、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第20 第31号議案～第42号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第20、第31号議案、平成25年度宍粟市一般会計予算から、第42号議案、平成25年度宍粟市農業共済事業特別会計予算までの12議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

田路 勝市長。

○市長（田路 勝君） それでは、平成25年度予算の審議をお願いするに当たりまして、新年度の市政運営に臨む所信の一端を申し上げ、議員各位並びに市民の皆さんの御理解と御協力を賜りたいと存じます。

平成21年5月に、住民目線への市政刷新を目指し、市民の皆さんの付託を受け4年が経過しようとしております。次の段階へのステップとなります平成25年度予算につきましても、原点に立ち返り、就任時に掲げた政策の理念を継承しながら、平

成23年に策定しました自治基本条例の理念のもと、市民と議会と行政が一体となって実践する「市民が主役のまちづくり」を成熟させてまいりたいと考えております。

まず、近年の想定しがたい局地的豪雨や地震など、自然災害から市民の生命・財産を守るためには、災害に強いまちづくりが不可欠であるとともに、少子化、核家族化が進む中、教育環境での一定集団規模による学びの環境を整備するため、引き続き幼保一元化や学校規模適正化に向け、鋭意努力していききたいと考えております。

さらには、昨年3月に施行されました「ふるさと宍粟観光条例」の理念である「観光をまちづくりや雇用へのかけ橋とした持続可能な地域の創造」を核としたまちづくりをさらに発展させるとともに、間もなく策定が完了いたします「観光基本計画」に基づく施策の展開を積極的に図らなければならないと考えております。

平成26年のNHK大河ドラマに「軍師官兵衛」が決定をされ、官兵衛ゆかりの地である宍粟市としましてもこれを好機として捉えるとともに、播磨風土記編纂1300年とあわせて、ふるさとへの愛着、誇りを醸成し、一方では観光面、経済効果を含め、宍粟市の知名度アップなど施策を展開をしてまいります。

いずれにいたしましても、市民と行政が足並みをそろえて取り組むことが重要であり、関係団体との連携をしながら、まちづくりに主体的に取り組まれる地域への支援も行ってまいりたいと考えております。

次に、誰もが「このまちに住んでよかった」「住み続けたい」と思えるまちづくりを進めるためには、全ての市民が安心して暮らせ、災害対策のみならず「まち」が安全であること、そして、高齢者が健康であり、地域、経済、産業などあらゆる主体が元気であることが大切であります。

そのためには、宍粟市の恵まれた自然、歴史、伝統を守り伝えつつ、防災・減災対策、林業再生、農地環境整備、水源地保全、農商工振興、循環型環境促進、雇用対策をはじめ、あらゆる施策に面的な繋がりを持たせ、「安心・安全のまちづくり、そして元気づくり」を目指してまいります。

それでは、宍粟市総合計画基本構想に掲げる六つ柱に沿って、平成25年度の主な施策を説明いたします。

まず、「人と人、人と自然にやさしいまちづくり」につきましても、平成22年度に策定しました「エコしろうアクションプラン」に掲げる「世界に誇れる環境首都」の実現に向け、新たに市役所庁舎への太陽光パネルの設置、公共施設へのペレットボイラー導入のほか、引き続き再生可能エネルギー導入促進事業を継続して実施するとともに、市民による自主的かつ持続可能な環境保全、環境教育活動を推進

するための環境パートナーシップ促進事業、エコツーリズム事業などを推進をいたします。

また、あわせて地域住民が自ら行う里山整備のための森林管理推進事業や新たに市独自の防災景観推進事業などに取り組むとともに、水生成物と水辺環境を保護しつつ、揖保川の清流を保全し、水に親しむことができる空間づくりに向けて、今宿・中広瀬地区「かわまちづくり事業」に取り組めます。

次に、「活力ある産業が支える豊かなまちづくり」につきましては、観光振興としまして、間もなく策定が完了いたします「宍粟市観光基本計画」に基づき、観光者をおもてなしの心で迎えることができる仕組み、その拠点となる「観光ステーション」の整備や運営のあり方の検討に取り組んでまいります。

また、平成26年のNHK大河ドラマが「軍師官兵衛」となったことを受けまして、官兵衛ゆかりの地を観光資源として活用していくために、篠ノ丸城跡の調査、遊歩道の整備やガイドマップの作成、ツアーの実施や市民ガイドの養成などを行います。あわせて、播磨国風土記編纂開始1300年を迎えることから、平成24年度から行っております「宍粟学講座」を発展させ、ゆかりの地めぐりやしそチャンネルの番組作成などを行う予定であります。

さらに、宍粟市の自然資源を観光資源として活用していくために、ちくさ高原における九輪草自生地新たに遊歩道や休憩所の整備を行う「ちくさ湿原整備事業」のほか、「原不動滝公園周辺整備」「千町岩塊流周辺整備」を引き続き行ってまいります。

こうした観光資源整備とあわせて、各地域で取り組まれるイベントへの支援を通じて、地域の活性化と観光者の増加を図ってまいります。

次に、効率的で安定的な農業経営を図るため、農業用水の機能診断、事業が凍結されておりました菅野・蔦沢間の基幹農道整備事業にも取り組みをいたします。

林業振興につきましては、原木の安定供給のための搬出間伐や森林の公益的機能向上を図るための保育施業、森林管理100%作戦推進事業などに取り組むほか、宍粟材の利用促進に引き続き取り組みをいたします。

また、商工振興施策といたしまして、市内企業への就職者の確保のための就職フェアダイレクトメール事業や企業見学バスツアーに新たに取り組む、若者の定着と企業の人材確保を図るとともに、起業家支援や産業立地促進助成に引き続き取り組みをいたします。

次に、「健康と福祉を育てる安心のまちづくり」につきましては、子育て世代に

係る医療費の負担を軽減するため、小学生以下に対する通院・入院医療費、中学生の入院医療費の自己負担額についての助成を行うとともに、引き続き特定不妊治療助成及び妊婦健診検査費助成に取り組むとともに、新たに不育症治療に係る助成、子宮頸がん検診にH P V検査を追加し、若年層の利用者負担を無料とすることで、少子化対策の推進の拡充を図ります。

次に、高齢者福祉対策につきましては、老人福祉計画及び第5期介護保険事業計画に基づき、特に介護予防事業に力を注ぎ、高齢者が元気になり、安心できる社会を目指し、総合的な高齢者保健福祉施策に取り組めます。

障害者への福祉施策につきましては、新たに意思疎通支援養成事業などの地域生活支援事業を拡充し、障害者の社会参加促進を念頭にした総合的な障害者福祉施策に取り組むをいたします。

次に、近年、病院の医師、看護師不足が深刻な状況になっている中、子育てに配慮することにより、魅力ある労働環境とするため、宍粟総合病院に院内託児所を整備し、医師及び看護師などの確保に取り組めます。

千種中学校区において、地域の委員会で協議をいただいております「認定こども園」につきましては、早期に設置することへの地域の決定を受け、開設に向けた取り組みを進めるとともに、「しそくこども指針」の理念のもと、教育・保育・子育て支援を総合的に進めてまいります。

次に、「ひとの生きがいや個性的な文化を育てるまちづくり」につきましては、安心安全の教育環境の整備として、学校施設等耐震化計画に基づき「城下小学校南校舎耐震補強・改修事業」の工事着手と「千種中学校耐震補強・改修事業」の設計に着手をいたします。

また、新たに市内のすぐれた人材を「宍粟市教員指導者」として任命し、教職員向けの講師など、指導者として若い世代の育成を目指す「宍粟市教員マイスター制度」に取り組むをいたします。さらに、各界で活躍される宍粟市にゆかりのある方を講師として、講演などを通して、自らの体験や宍粟への思いを語っていただき、市民がまちに対する誇りや愛着を持つ機会とする、仮称ではありますが、「宍粟の人ゆめ講座」を開講し、まちの魅力を再発見、そしてまた生涯学習の推進へと繋いでいきたいと考えています。

さらに、行政のあらゆる分野において、人権尊重の視点に立った施策を推進するとともに、地域スポーツの振興など、市民一人一人がともに学び、ともに支え合う施策を計画的に展開してまいります。

次に、「快適な生活と交流を支える活力あるまちづくり」につきましては、災害に強いまちづくりを進めるために、自治会管理の防犯灯のLED化と新規のLED防犯灯設置への補助金を交付し、さらに安心・安全のまちづくりを目指すとともに、宍粟市独自の「家族防災の日」を設け、家庭内の防災意識を高めていきたいと考えます。

また、人家の裏山や主要生活道の林縁部の立木の伐採と除去作業を助成する「しそ防犯景観推進事業」を新たに実施し、ライフラインの安全確保や美しい景観形成を進めてまいります。

さらに、平成24年度に実施をいたしました通学路の一斉点検に基づき、通学路の安全確保や防災機能を考慮した道路整備に計画的に取り組むとともに、予防修繕や事前補修による耐用年数長期化を図る「橋梁長寿命化修繕計画」の平成26年度策定に向けて、橋梁調査及び詳細設計について計画的に取り組んでまいります。

次に、「住民・行政の参画と協働による自主創造のまちづくり」につきましては、自治基本条例に掲げる「情報を共有し、市民が主体となった参画と協働のまちづくり」の実現に向け、まちづくり協議会と連合自治会との連携のもとワークショップなどによる地域リーダーの育成を図る「コミュニティ組織強化事業」に取り組まします。

また、持続可能かつ経営的視点に立った行財政運営を目指すため、滞納徴収対策に取り組むとともに、市民の利便性も含め、税のコンビニ収納を実施いたします。

以上が、主な事業となりますが、平成25年度は自治基本条例に掲げるまちを実現するため、「安心・安全・そして、元気づくり」を重点とすることとし、国の補正予算財源の活用もあわせ、各種施策を積極的に展開する予算編成に努めております。

当初予算額は、一般会計で220億6,000万円と前年度に対し微増となりますが、平成24年度の補正予算計上額を加えた実質の平成25年度執行予算は、約235億円となります。公共事業を中心に、市内事業者の雇用の促進、消費の拡大等の好循環を目指す中、積極的予算といたしております。

一方で、将来の財政健全化を見据え、積極的な予算の中にも3年連続して財政調整基金の取り崩しは行わないこととし、平成25年度決算では基金残額30億円を目指しているところであります。

将来の負担の軽減の基本となる起債残高の低減につきましては、実質的には前年度比21億円の減額と予定をしていたところでありますが、にしはりまクリーンセンター稼働に伴い、解散する宍粟環境事務組合の起債残額を引き継ぐことにより、14

億円の減額となってまいります。

この結果、合併以来、財政調整基金は最高額に、そしてまた起債残高は最低レベルとなり、着実に財政健全化に向かっているところでございます。

以上、予算の提案説明も兼ね、平成25年度の市政運営に係る施策の概要等について申し上げましたが、さまざまな行政課題に果敢に取り組む中で、将来の健全な行財政運営のためにも守るべきは守る中で、市の活性化を目指した責任ある予算であるというふうに思っておりますので、何とぞ御理解をいただきまして、決定をいただきますようお願いをいたします。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

ただいま正午を回っておりますが、いましばらく会議を続けます。

次は、質疑であります。ただいま議題となっております議案に係る質疑から後の議事運びにつきましては、後日行いたいと思います。あらかじめ、御了承賜りたいと存じます。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、3月5日午前9時30分から開会いたします。

本日は、これにて散会といたします。

御苦労さまでございました。

（午後 0時06分 散会）